

情個審 第 17 号

平成29年9月26日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

平成29年5月17日付け茨城県公安委員会第192号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「懲戒処分書等」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第177号)

(情報公開答申第150号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成28年11月1日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した。

2016年10月中における懲戒処分書、処分説明書、訓戒書、注意書

2 実施機関の決定及び通知

平成28年12月1日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として別表に掲げる文書1から文書7まで（以下「本件各行政文書」という。）を特定し、同表「不開示部分」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、例外規定のいずれにも該当しないため、条例第7条第2号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月1日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に至る経緯

審査請求人は記者であり、実施機関が懲戒処分の中で、私的行為については公開していないという新聞報道や情報提供を受け、取材を開始した。平成28年11月1日付けで、実施機関に対し、同年10月分の懲戒処分書、処分説明書などの行政文書の開示請求を行った。

同年12月1日付けで、本件処分があった。その中に、窃盗事件を起こした職員に対する懲戒処分があった。これは、報道機関に発表されていない懲戒処分だった。

本件処分では、基本的な情報（氏名、年齢、所属など）が不開示とされた。審査請求人は平成29年1月に電話取材を行い、同年2月1日に対面で確認したが、実施機関としては、不開示の部分のほか、その他の基本的事項（実施機関が報道機関に発表する一般的な逮捕広報にあるような事案の概要、被処分者の性別、被害者の性別や被処分者との関係、その後の刑事処分等）についても「回答しない」との返答があった。

審査請求人は、公務員の不祥事については、広く国民に知らしめることで、不祥事を許さないという国民の意識が高まり、それにより公務員自身もその職責を自覚し、また不祥事防止対策が進み、もって不祥事が少なくなり国民の利益につながると考えている。

以上のことから、審査請求人は本件処分には納得がいかず、このような不当な情報公開制度の運用が常態化、慣例化するのを防ぐため、審査請求を決めた。

(2) 基本的な考え方

条例の第1条では、「地方自治の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利の付与等につき定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定されている。

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民並びに全ての人に行政文書開示請求権を保障することにより、県が県政に関し県民などに説明する責務を全うするとともに、県民などによる県政への参加を促し、公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものである。

したがって、原則公開の基本理念の下に条例を解釈、運用されなければならないと考える。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 同号本文該当性について

実施機関は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の「他の情報」には、広く一般に入手可能な情報のほか、当該事案に関し、「特定の関係者など一部の者」のみが知り得る情報も含まれるとする。

「特定の関係者」というのは、本件の窃盗事件では、被処分者や被害者の家族、処分に関わった実施機関の職員などが考えられる。

これらの者は、当然だが、当該被処分者の氏名等の「個人に関する情報」は既に知っているに違いない。

したがって、「特定の関係者など一部の者」について配慮する必要があるのか疑問である。

イ 同号ただし書ア該当性について

実施機関は独自に懲戒処分の発表基準を設けておらず、「懲戒処分の発表の指針」の改正について（平成16年4月15日警察庁丙人発第152号。以下「警察庁通知」という。）を参考に自ら公表するか否か等を判断しているといえる。本件では、「私的な行為」であり、減給の処分だったことから、警察庁通知のとおり実施機関は自ら公表しなかった。

ところで、他県警では、警察庁通知の中にある「上記に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するために発表することが適当と認められる懲戒処分」として、本件と同種（態様は異なるが、処分の重さが同程度）の窃盗事件で、逮捕されていない任意事件について、自ら公表しているところもある。

慣行として公にされているとは認められないと実施機関が主張するには相当の無理がある。なぜなら「慣行として公」にするかどうかは、実施機関が主体的に判断できるものだからである。その判断は自動的かつ安易になされた可能性があり、必要な検討を怠っている。

他県警には「慣行として公」とまでは言えなくとも、同様の窃盗事件の懲戒処分について、警察庁の指針にある「国民の信頼を確保するために発表することが適当と認められる懲戒処分」として公表することが一部で実際にあったからである。

したがって、実施機関の慣行として公にされているとは認められないとの主張は、意図的に「慣行として公」にならないようにしているか、公表するかどうかの十分な検討を怠っているとみるべきである。

ウ 同号ただし書イ該当性について

警察官が窃盗事件を起こすとあっては、県民の中には、その概要を知り、対策し、安全安心な暮らしを確保したいと思う人もいるのは当然であろう。

警察官が窃盗事件を起こし、しかも窃盗事件が起こったという事実すら知らされない県民にとって、県民の生命や健康、生活や財産を保護するためには、不開示となった情報について、一定程度の情報は開示されるべきである。そして、その情報は、そのような事件を起こした人物がどこの誰で、どのような犯行態様だったのかという内容にまで及ぶべきである。

エ 同号ただし書ウ該当性について

警察官は、法律を順守するのは当然で、県民に対して法律を守らせるのが職務であるから、プライベートな時間に発生した事件だから「私的な行為」と自動的に職務と切り離すべきではない。

(4) 処分説明書の不開示部分に対する反論について

ア 被処分者の氏名、年齢、採用年月日及び所属について

警部補以下の警察職員の氏名について、警部以上と異なり、職員録や人事異動時の報道発表においても公表されていないのが現状であり、一般的には、「公にすることで、警察業務の特殊性から危険が生じるおそれがある」と認識されているようである。

しかしながら、今回の氏名や年齢等は、非違行為をした当事者のものであって、全ての警察職員の氏名を明らかにすべきという趣旨ではない。窃盗という犯罪行為を行ったために懲戒処分を受けたのであって、その処分内容が公になったことによる被処分者個人の権利利益の侵害を考慮する必要はない。被処分者の氏名や年齢など、極めて基本的な情報は、条例の趣旨に当てはめれば、当然に開示されるべきである。

実施機関は、「被処分者の所属、採用年月日については、一般人をしてそれ自体では特定の個人を識別することはできないが、当該個人の同僚や知人等の関係者が知り得る情報と相まって特定の個人を識別することができる情報に該当」するとする。

しかし、ここでいう「当該個人の同僚や知人等の関係者」は、窃盗事件を起こした警察官について、既に個人を特定していると考えるのが自然である。警察官の減給処分は年間数件しかなく、うわさも含めて、組織内では相当程度広まっていると考えられる。

(ア) 同僚について

同僚というのは実施機関に勤務する職員を指すが、本件においては、同じ警察署で働く職員や他部署の同期生、また監察室など関係部署の職員が該当するとみていい。これらの同僚は、既に当該被処分者が誰であるか知っている可能性が極めて高く、考慮する必要がない。1年間に数件あるかないかの減給処分を、同僚らが知らないという可能性を考慮するのは無理がある。当然に処分理由も知っているであろう。

また、処分の詳細は知らないかもしれないが、これが判明したからといって、被処分者の権利利益が侵害されるとは到底思えない。

(イ) 知人について

知人とは同僚以外の友人などを指す。知人であるから、当該被処分者の氏名は、処分がある前から既に知っている。ただし、処分については知らないかもしれない。そうだとすると、非違行為の日時や場所を知ったところで、それが当該被処分者に結び付くという論理は、相当な無理がある。さらに知人が処分について既に知っている場合もあり、むしろこの可能性の方が高いと考えられるが、その場合は開示文書を見る前から当該被処分者が処分を受けたことを知っており、文書からは大した情報は得られず、当該被処分者の利益侵害にもならない。

(ウ) その他関係者について

その他関係者が誰を指すのかは実施機関が示すべきだが、審査請求人は、これを被害者や被害者の家族、当該被処分者の家族、現場を目撃した人物などが想定されるとして検討する。被害者関係者や当該被処分者の関係者は、既に当該被処分者の懲戒処分については知らされているはずであり、考慮する必要はない。目撃者については、これがいるとすれば、この事案がいつ、どこで起きたのかは既に知っているところである。少なくとも被処分者の氏名等が不開示な以上は、目撃者が処分内容等を知っても、被処分者個人の利益を侵害することにはならない。さらに、被処分者の氏名等が開示されても、それは目撃者にとって大した意味はなさない。

イ 非違行為の日時、場所について

少なくとも、非違行為の日時を公開しても、直ちにそれが特定の個人を識別するものにはなり得ない。さらに、場所についても、市・郡程度までは公開しても、個人を識別することはできない。

例えば、一般的な新聞報道などで、少年被疑者を匿名で報じるときも、少年被疑者の住所は市町村の範囲まで報道されており、実施機関も市町村までは公開している。さらに、少年被疑者の場合、職業や年齢も公開され、報道されている。少年被疑者についての匿名発表を審査請求人個人が許容しているわけではないが、少年法の規定や趣旨を考慮すると、市町村や職業、年齢を公表しても、個人の特定には至らないということが、報道機関と実施機関側の共通した理解といえる。

さらに、非違行為の日時や場所を公開することが、他の情報と照合することによって特定の個人を識別できるものにもならない。また、個人を特定することができないことから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれもない。

そもそも、警察官が犯罪行為を行い、懲戒処分を受けたことは事実であり、氏名なども含めて公開され、個人を特定されるべきである。

同僚が窃盗事件を起こして減給処分になったという情報は、再発防止の観点からも、組織内ではある程度伝わっているであろう。また、知人については、その親密さによるものの、非違行為の日時や場所という情報と、既に開示されている「県内のどこかの警察署に勤務する巡査」などといった情報だけでは、「当該被処分者が誰であるかを知る手掛かり」になる可能性は著しく低い。さらに、それは、所属又は採用年月日が公表されていても、同様であると考えられる。

被処分者の「個人の権利利益が害されるおそれがある」とあるが、今回の場合、法律を守らせる立場の警察官が窃盗事件を起こしたという事実を伝えることの公益性は、当該被処分者の権利利益の侵害よりも大きく、優先されるべきである。

付け加えれば、他県警では情報公開請求をしなくても、同様の事案について、自ら発表していることもあるのであって、本件について、条例第3条にあるような配慮をそれほど慎重にすべき事案とは思えない。

ウ 被害者について

処分説明書に被害者の氏名が記載されている場合は、審査請求人は、公開すべきという主張はしない。ただし、「知人女性」といった匿名表記の場合、当然に公開されるべきである。

実施機関は、被害者を不開示情報としたことについて、「特定の関係者など一部の者のみが知り得る情報と相まって特定の個人を識別することができる情報」と主張する。この場合、特定の個人は、当該被処分者だけでなく、被害者のことも指すと考えられる。

しかし、そもそも特定の関係者というのは、今回の窃盗事件についていえばごく少数であると考えられ、かつ、それらの人たちは被処分者や被害者の個人情報をも十分に認識しているとも考えられる。懲戒処分がなされたということも容易に推測できる人たちのことであり、仮に情報公開請求で当該処分の関係文書を手に入れたとしても、得られる情報は少ないのではないか。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 懲戒処分等の概要

懲戒処分は、公務員の秩序関係を維持するために、任命権者が職員に対し、その秩序を乱す法定事由（地方公務員法第29条第1項各号）に該当した場合に科す行政上の制裁であり、当該職員の責任を問い戒めることを目的とするものである。

また、訓戒又は注意は、地方公務員法上の懲戒処分までは至らない非違行為があった職員に対し、矯正措置として、注意を喚起し、職務履行の改善向上を図るものである。

これらの懲戒処分、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）に関する情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常である。

このような懲戒処分等の性格からして、懲戒処分等の処分内容及び執行状況等に関しては、被処分者、処分者及び懲戒処分等関係事務担当職員のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできない。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 同号本文該当性について

本件各行政文書には、懲戒処分等を受けた職員の氏名、官職、所属、懲戒処分等の内容、懲戒処分等の年月日、採用年月日、給与級及び号級、懲戒処分等の種類及び程度、処分の理由等が記載され、よって、これらの中、個人識別情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報の記載について、当該部分を不開示情報としたものである。

なお、懲戒処分等のあった年月日、懲戒処分等の種類及び程度、被処分者が警察本部か警察署に勤務するかの別、官職については、公開しても特定の個人を識別し得ない情報であるから開示している。

(2) 同号ただし書ア該当性について

同号ただし書アにおいて「公にされ」ている情報とは、現在、知り得る状態におかれている情報をいう。また、「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが具体的に予定されている情報を意味する。

職員が非違行為を行った場合の公表については、警察庁通知を参考に行っており、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分、上記に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するために発表することが適当と認められる懲戒処分を公表対象とし、公表する内容としては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表している。

したがって、本件各行政文書の個人情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書アに該当しない。

なお、本件各行政文書に記載されている非違行為については、いずれも公表していない。

(3) 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イにおいて「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらの法益が侵害されるおそれがある場合も含まれ、「必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。

しかし、本件処分の不開示部分を開示することと個人の権利利益を上回る公益性との関連は認められず、同号ただし書イに該当しない。

(4) 同号ただし書ウ該当性について

本件各行政文書には、懲戒処分等の原因となった非違行為が職務の遂行中になされたものもある。

しかし、その行為が懲戒処分等の原因として記載されている本件文書は、全体としてみれば職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、公務に関連する情報であるが、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められる。

したがって、本件各行政文書に記載されている情報は、懲戒処分等を受けた職員にとっては、職務に関連する情報となるものもあるが、当該職員に分任された職務の遂行に係る情報であるということとはできず、同号ただし書ウに該当しない。

3 処分説明書の不開示部分に係る具体的判断について

(1) 被処分者の氏名、年齢、採用年月日及び所属について

被処分者の当該規律違反行為は、被処分者の私的行為によるもので、私人として行われた被処分者の個人に関する情報であり、被処分者の氏名、年齢は、条例第7条第2号に規定する典型的な個人情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当する。

また、被処分者の採用年月日、所属については、一般人をしてそれ自体では特定の個人を識別することはできないが、当該個人の同僚や知人等の関係者が知り得る情報と相まって特定の個人を識別することができる情報に該当し、開示された部分と相まって、これらの同僚等、関係者に懲戒処分の内容のみならず、規律違反行為の詳細など、通常他人に知られたくない情報が明らかにされることになり、当該被処分者の個人としての権利利益を害するおそれがあることは明らかであり、かつ、いずれも条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(2) 非違行為の日時及び場所について

条例は、開示請求の請求主体について何らの制約を設けていないため、当該個人の同僚、知人等も開示請求する可能性があることからすれば、「他の情報」とは、一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解されている。

よって、非違行為の日時、場所は、特定の個人を識別することはできないが、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、かつ、いずれも条例第7条第2号ただし書に該当しない。

(3) 被害者について

被処分者と被害者の関係は、特定の個人を識別することはできないが、特定の関係者など一部の者のみが知り得る情報と相まって特定の個人を

識別することができる情報であり、当該被処分者及び被害者の個人としての権利利益を害するおそれがあり、かつ、いずれも条例第7条第2号ただし書に該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件各行政文書について

本件各行政文書のうち、文書1から文書5までは、茨城県地方警察職員の懲戒取扱いに関する訓令（昭和32年本部訓令第16号）に定められた様式により本人に交付した文書の写しであり、文書6及び文書7は、実施機関が懲戒処分等の情報を管理するため任意に作成している一覧表である。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 同号本文該当性について

本件各行政文書について、当審査会において見分したところ、いずれも、懲戒処分等を受けた者の氏名、所属課署、懲戒処分の内容及び理由等が記載されていることから、本件各行政文書に記載された情報は、全体として懲戒処分等を受けた者に係る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 同号ただし書ア該当性について

同号ただし書アでは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号の不開示情報から除外することとされているが、本件各行政文書に記載された職員の私的な行為による減給以下の懲戒処分及び注意に係る情報については、実施機関が参考にしている警察庁通知による発表がされておらず、他に当該情報が公にされ、又は公にすることが予定されていると認めるに足る事情も存しないことから、同号ただし書アに該当するとは認められない。

ウ 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要であると認められる情報」は、同号の不開示情報から除外することとされている。

審査請求人は、警察官が窃盗事件を起こしたという事実すら知らさ

れない県民にとって、県民の生命、健康、生活又は財産を保護するためには、不開示となった情報について、一定程度は開示されるべきである、そして、開示される情報は、事件を起こした人物がどこの誰で、どのような犯行態様だったのかという内容にまで及ぶべきである旨主張する。

しかし、実施機関は、本件処分において、警察官が窃盗事件を起こしたことが分かる部分については開示しているところ、本件において、県民の生命、健康、生活又は財産を保護するために被処分者の氏名や犯行態様まで公にすべき特段の事情があるとはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。

エ 同号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウでは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号の不開示情報から除外することとしているが、懲戒処分等を受けたことは、当該公務員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、本件不開示部分に記載された情報が、同号ただし書ウに該当するとは認められない。

オ 小括

以上により、本件各行政文書に記載された情報は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(2) 部分開示の妥当性について

条例第8条第2項においては、行政文書に記載された情報が、条例第7条第2号に該当する場合であっても、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているため、以下においては、本件各行政文書ごとに、部分開示の妥当性について検討する。

ア 文書1について

不開示部分のうち、「氏名」の部分は当然に特定の個人を識別することができる部分に該当するため、部分開示することはできないと認められる。

また、「官職」欄の不開示部分及び「交付場所」の部分については、被処分者の所属課署が記載されており、同僚、知人その他関係者が、本件処分で開示されている部分の情報及び既に保有している情報と照

合することによって、当該被処分者を特定することが可能であり、条例第8条第2項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に当たることから、当該部分を開示することはできないと認められる。

イ 文書2について

不開示部分のうち、「2 被処分者」欄の「所属課署」、「氏名及び年齢」、「採用年月日」及び「級及び号級」の部分は、被処分者を特定するために記載される部分であるといえる。そして、それらの部分のうち、「氏名及び年齢」の氏名の部分については、当然に特定の個人を識別することができる部分に該当し、その他の部分についても、同僚、知人その他関係者が、本件処分で開示されている部分の情報及び既に保有している情報と照合することによって、当該被処分者を特定することが可能であり、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に当たることから、当該部分を開示することはできないと認められる。

また、「3 処分内容」欄の「処分理由の一部」の部分について、当審査会において見分したところ、当該部分には非違行為の日時、場所及び被害者の情報が記載されており、それらの情報を公にした場合、同僚、知人その他関係者が、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為の詳細など、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報が、それらの関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、当該部分を開示することはできないと認められる。

審査請求人は、懲戒処分の被処分者について、同僚、知人その他関係者においては、既に個人を特定していると考えるのが自然であるから被処分者の権利利益の侵害はない旨主張しているが、仮にそれらの関係者が、特定の個人が窃盗事件を起こしたことについて知っていたとしても、当該特定の個人がいつ、どのような懲戒処分を受けたかということまで知っているとはいえないから、「所属課署」、「氏名及び年齢」、「採用年月日」、「級及び号級」及び「処分理由の一部」を開示することによる被処分者の権利利益の侵害がないとは認められない。

ウ 文書3から文書5までについて

不開示部分のうち、「氏名」及び「所属課署」の部分に記載される情報は、注意対象者を特定するための情報であり、「氏名、生年月日

その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に当たることから、部分開示することはできないと認められる。

また、「所属長名」及び「所属長印」の部分を開示すると注意対象者の「所属課署」を開示することになるため、当該部分を開示することはできないと認められる。

さらに、「非違行為の日時及び場所」については、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者が当該注意対象者を特定する手掛かりとなり、その結果、注意の事実や非違行為の内容など、当該注意対象者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれらの関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、当該部分を開示することはできないと認められる。

エ 文書6及び文書7について

規律違反者欄の「所属」、「氏名」及び「年齢」の部分に記載される情報は、規律違反者を特定するための情報であり、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に当たることから、当該部分を開示することはできないと認められる。

オ 小活

以上のとおり、本件不開示部分については、条例第8条第2項による部分開示をすることはできないと認められるから、実施機関が、本件各行政文書について、本件不開示部分を除いて部分開示したことは、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成29年	5月	17日	諮問受理
平成29年	6月	12日	審査（平成29年度第2回審査会第一部会）
平成29年	7月	10日	審査（平成29年度第3回審査会第一部会）
平成29年	9月	7日	審査（平成29年度第4回審査会第一部会）

別表

	行政文書の名称	不開示部分
文書 1	平成 2 8 年 1 0 月 2 7 日付け懲戒処 分書	「氏名」, 「官職」欄の一部及び「交付場所」
文書 2	処分説明書	「2 被処分者」欄の「所属課署」, 「氏名及 び年齢」, 「採用年月日」, 「級及び号級」 及び「3 処分内容」欄の「処分の理由の一部」
文書 3	平成 2 8 年 1 0 月 4 日付け注意書	「所属課署」, 「氏名」, 「非違行為の日時 及び場所」, 「所属長名」及び「所属長印」
文書 4	平成 2 8 年 1 0 月 7 日付け注意書	「所属課署」, 「氏名」及び「非違行為の日 時及び場所」
文書 5	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日付け注意書	「所属課署」, 「氏名」, 「所属長名」及び 「所属長印」
文書 6	懲戒処分状況(平成 2 8 年 1 0 月)	規律違反者欄の「所属」, 「氏名」及び「年 齢」
文書 7	注意処分状況(平成 2 8 年 1 0 月)	規律違反者欄の「所属」, 「氏名」及び「年 齢」